

## 与那原町保育所等入所条件確認票

※重要事項の確認となりますので、必ずお読みいただいたうえで各欄にチェックをしてください。

(チェックや署名等の記入漏れがあった場合は、書類不備とみなします。)

No.	確認事項および同意事項	チェック
1	保育所等入所案内（その他関係書類を含む）をすべてお読みになり、理解したものと対応します。	<input type="checkbox"/>
2	「保育を必要とする事由」（保育の必要性）に該当しない場合は、入所対象外（却下）となります。	<input type="checkbox"/>
3	利用調整は、提出された書類をもとに保育を必要とする事由を審査（点数化）します。申込書類の内容に変更がある場合（家庭状況、就労状況等）は、指定する期限内に届け出てください（期限を過ぎての変更届出は受付できません）。また、内容が事実と異なると判明した場合は利用決定を取り消すことがあります。 なお、提出された書類はお返しできません。	<input type="checkbox"/>
4	勤務証明書は必ず勤務先の担当者が、診断書等は必ず医療機関の担当者または主治医が記入したものを提出してください。利用調整の審査時・入所後も随時確認を行います。その際、書類の内容と実態が異なる場合や書類の改ざん等が認められる場合は虚偽とみなし、一切の利用調整を行いません（入所している場合は退所）。訂正等も、必ず記入者で行ってってください（訂正印をお願いします）。	<input type="checkbox"/>
5	利用調整の結果、希望園に入所できなかった場合は待機するものとして取り扱います。 ただし、希望園に関わらず入所案内を断られた場合は、申込取下げとみなし待機の取扱いはありません（翌月以降の利用調整対象外となり、翌年度申込において「前年度待機」加算はつきません。）	<input type="checkbox"/>
6	5月以降の年度途中入所希望に係る利用調整は、各施設より空き（募集）が出た際に行います。保育の必要性の高い順に利用決定しますので、入所の順番・待機の順番は変動する場合があります。	<input type="checkbox"/>
7	保育所等の受入人数は、施設の面積や保育士の配置状況等により変動する場合があります。退所等により空き（募集）がある場合に利用調整を行いますので、希望月に必ず入所できるとは限りません。	<input type="checkbox"/>
8	地域型保育事業所（家庭的保育・小規模保育）を希望されている場合は、3歳児クラスになる年度において連携施設への入所を了承しているものとみなします。	<input type="checkbox"/>
9	育児休業の対象児が入所した場合、育児休業中の保護者は入所月の翌月1日までに復帰されることが条件です（復帰できない場合、入所決定の取消または入所月をもって退所となります）。	<input type="checkbox"/>
10	育児休業対象児のきょうだい児の入所期間は、育児休業対象児が満1歳に到達する月に復帰されることを前提とし、やむを得ず育児休業期間を延長される場合は育児休業対象児が満1歳半に到達する月の月末までとなります（育児休業中の保育利用は「短時間」となります）。	<input type="checkbox"/>
11	求職活動での入所期間は、最大90日間です。期間満了月の10日までに他の保育の必要性を証明する書類が提出されない場合は、期間満了月をもって退所となります。また、 <b>最大日数に満たない場合でも、求職活動での利用決定は年度内1回限り</b> です。	<input type="checkbox"/>
12	申込時の保育の必要性に該当しなくなった場合や年度途中で入所期間が満了する場合に継続入所を希望されるときは、その根拠となる保育の必要性を証明する書類の提出が必要です（提出がない、入所基準を満たさない場合等は退所となります）。 <b>書類は、入所期間満了月の10日までに提出してください。</b>	<input type="checkbox"/>
13	保護者の就労状況について ・入所後に退職した場合は、速やかに報告をお願いします（報告なく退職が判明した場合や当該年度内ですでに求職活動での利用決定を受けている場合は退所となります）。 ・ <b>就労内容が変更になる場合（育児休業からの復帰を含む）は、変更になる月の前月25日（閉庁日にあたる場合は、直前の閉庁日）までに勤務証明書等を提出してください。翌月1日から変更内容を反映します。</b> ※月途中からの変更内容反映はできませんので、就労内容が変更になる場合は前もって（変更時期を鑑みて）届出をしてください。 ※届出が25日を過ぎた場合は、翌々月1日から変更内容を反映します。	<input type="checkbox"/>
14	保育料（副食費徴収免除可否）の算定資料がない場合（未申告等）は、一番高い階層で決定します。また、町民税の更正が判明し保育料が増額（副食費徴収免除対象者非該当）となる場合は、遡って保育料（副食費）を納付することとなります。	<input type="checkbox"/>
15	転入予定で入所申込をされる場合、入所希望月の前月25日までに与那原町への転入手続きが完了していることが条件です（転入を確認できない場合は、入所決定取消しです）。	<input type="checkbox"/>
16	きょうだい児で別々の町内認可保育所（園）に入所している場合に限り、どちらか一方への年度途中転園希望を受け付けます。 ※きょうだい児がない場合の転園希望はできません（その際は、退所のうえで新規申込をしてください）。 ※特別支援保育対象児童については、年度途中転園希望を受付できません。	<input type="checkbox"/>
17	保育所等の利用決定は年度ごととなります。利用継続を希望する場合は、毎年度の現況届をする必要があります。	<input type="checkbox"/>

上記の条件を確認し、同意いたします。

与那原町長 殿

令和 年 月 日

保護者：

印/保護者：

印

児童名：